

Title	合意の限界
Sub Title	The limits of consent
Author	曾根, 泰教(Sone, Yasunori)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.5 (1988. 5) ,p.239- 266
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部政治学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880528-0239

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合意の限界

曾 根 泰 教

- 一 はじめに
- 二 社会契約的合意
- 三 バレートの合意の問題点
- 四 リベラル・パラドックスあるいは「バレート伝染」

一 はじめに

合意の限界

「全員一致が理想ではあるが、現実的な処理として、多数決原理を採用する」といった表現にしばしば出会うが、すでに「決定ルールの構成原理」⁽¹⁾の中で論じたように、決定ルールとしての全員一致は、全員一致が成立した場合には、その「理想」の意味するところは妥当するが、全員一致のルールの下での決定に到達できない人達の不満足（たとえば、百人のうちの一人の反対のために、決定をなしえない九九人の不満足も、当然のことながら看過すべきではない問題である。しかし、全員一致や合意を支持する根拠には、このような、単純に理想と見る立場の他に、検討を要する各種

の見解が存在する。

その最も代表的なものは、ルソーから最近のロールズにまで到る、いわゆる「社会契約論者」の立場であろう。自然状態（原初状態）を想定し、そこに参加する各個人の合意、すなわち全員一致により社会契約が成立するとみるのが通常の考え方であり、たとえその合意により、現実採用すべき決定ルールが多数決であるとしても、その契約に到るための決定は、全員一致が必要とされる。それゆえ、多数決により社会契約がなされたとすると、彼らの主張の多くは矛盾を含むことになるのも確かである。しかし、ここでは、社会契約の主張を思想的に論ずることは目的ではなく、社会契約においても全員一致は可能なのであるかが焦点となる。

社会契約論が、現実における合意よりも、ある状態を想定しての「思考実験」的性格が強いとすると、同じく理論的な立場としても、「パレート基準」はより具体的な状況と、各種の問題提起を可能にする。すでに多くの人が論じてきたことであるが、パレート基準それ自体は、きわめて経済学的な用具であり、経済学的思考の中心にあるといえる。しかし、その基準を用いて、全員一致のもつ問題点を考えることは可能であり、より鮮明に問題点を浮彫にするといえる。たとえば、レー（Douglas Rae）⁽²⁾とセン（Amartya Sen）⁽³⁾の提起した問題は、いずれも、パレート基準に関係してくるのである。

それゆえ、本稿では、いわゆる「全員一致」は可能なのであるか、可能であるとしたらその条件は何であるかを探り、次に、レーやセンの提起したパレート基準にまつわる全員一致の難点の検討を行い、最後に、全員一致は理想であると考える時の根拠は妥当するか否かを判断することにする。

二 社会契約的合意

ロックやルソー、あるいは最近のロールズに到るまで、いわゆる「社会契約論者」は、何らかの形の「同意」(consent)をその理論の根拠にしている。言いかえるならば、社会契約が成り立つためには、ルソーの言うように「少なくとも一度だけは、全員一致があつたことを前提とするものである」⁽⁴⁾。その契約を、ブキャナン・タロックのように「立憲的選択」(Constitutional Choice)⁽⁵⁾と呼んでも、ロールズのように単に「基本法」(Constitution)⁽⁶⁾と呼んでも、それが全員一致を前提としていることには変わりがない。ロックのように「多数決論者」の代表と考えられている者であっても、「自由で平等で独立の個人が互いに同意して多数による政府の確立を計る」ことを考えていた。ここで問題とされる社会契約論者たちのいう契約は、今までに実際になされたことはなく、今後とも起りえないであろうということ⁽⁷⁾を主張しただけでは、社会契約論の否定としては不十分である。もちろん「社会契約」を、現実的な労働協約の一形態である労働党政権時代のイギリスが行なった「社会契約」なる語と混同すべきでないことは言うまでもない。ここでは、社会契約論そのものが議論の対象ではなく、いわゆる、「体制」(regime)の選択において、なぜ全員一致が成立するのか、その根拠を知ることが中心の問題なのである。

その点では、各種の「自然状態」を論じたものの中では、ロールズの「原初状態」(original position)が最も体系的であり、かつ今日的であるといえよう。そこで前提されていることは、各人が等しく、自分の地位を知ることができないという「不確実」(uncertainty)な条件におかれたときに、「合理的」な選択として、(ロールズの場合なら、正義の理論について)契約が全員一致で成立するということである。この「平等」「不確実」「合理性」の条件は、何らかの形で、社会契約論者の議論の中に登場する。しかし、ロールズの議論がその中でも最も周到であることから、彼が主張する根拠を、もう少し詳細に検討しておく必要があるだろう。

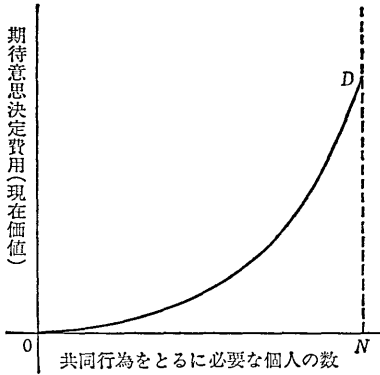
ロールズの述べる「平等な原初状態」は、伝統的な社会契約論における「自然状態」(the state of nature)に対応している。言うまでもなく、この原初状態が実際の歴史上の状態や文化の原始的な状態を示しているものではなく、あくまで「純粹に仮説的な状態」として理解される。そして、この状態において、「誰も社会の中での自分の位置や階級上の地位あるいは社会的身分を知らないばかりでなく、生来の資産や能力、知性、体力その他の分配における自分の運も知らないということがある。」そして、「当事者は自らの善の概念あるいは自分の特異な心理的傾向を知らないことまでも」、ロールズは仮定する。それゆえ正義の原理は、この「無知のヴェール」(veil of ignorance)の下で選択されることになる。ここでは、自然の運や社会環境の偶然性によって左右されず、等しくすべての人が合理的に判断すれば、自分に特別に有利になるような原理を立案できないのであるから、公正な合意が、成り立つというわけである。この「不確実」な条件の下に採用される原理は、ゲームの理論でいうところの「マキシミン原理 (maximin principle)⁽⁶⁾」という「自分の最低の利益を最大にする」という、いつてみれば「保守的」な原則によっている。また、ロールズの周到であるもう一つの点は、貯蓄原理と世代間の問題についても、「自分がどの世代に属するかについての情報を何ももっていない⁽¹⁰⁾。」と規定し、前の世代が後の世代のために貯蓄という負担を負い、後の世代がその貯蓄を利用することにより有利になるという不平等を除去している。それゆえ、原初状態とは第一世代の契約だけを論じているのではないことは明らかであろう。

こうして考えてみると、ロールズ的社會契約においては全員一致が成立するのは当然のように見えるが、すでに多くの批判があるように、すべての原理は、完全に原初状態から演繹されているとはいえない部分がある。ここには、全員一致に限って考えれば、不確実の条件下では、人は安全策をとり、マキシミンの基準で選択を行い、たとえば格差原理を採用することに合意するであろうか。ここで想定されているロールズの「個人」はかなり特殊なものであるということもまた確かである。無知のヴェール自体問題は(いつてみれば、自分のことを知ることがないという意味で、極端

な記憶喪失症か、健忘症の個人である）、かなり論じられているが、それ以外にもいくつかの点が問題として残る。例えば、社会的結果を想定するときにも、ある程度の不平等や格差は気にしない人間とか、ドゥウォーキン⁽¹⁾の述べるような、ギャンブル好きの者の例などである。例えば、ドゥウォーキンによれば、ルネッサンス期のフィレンツェに生まれたとしたら、メディチ家、あるいは王侯になるかもしれないが、貧しい奴隷になる可能性も大きい。その時に、一発勝負をしようと考えるギャンブル好きの個人もいると考え、また、一方マキシミ原理によって最悪の状況下を避ける原理を選ぶ、どちらかといえば「保守的な」個人もいるかもしれないと考えたら、社会契約は成り立たなくなる。となると、正義の原理の選択における、合意にはマキシミンをもって合理的人間の行動原理と仮定する必要がある⁽¹²⁾。すなわち、そのためには、すべての人間がマキシミン原理を選びとるはずであるという証明、ないし理由づけが必要であるが、単純な合理性の規準からのみは導き出せるというものではない。ということは、ここでの個人は、他の個人との交換性があり、かつ平等であるという、どちらかといえば、（ロールズの意図に反して）新古典派の考える「個人」に近いといえるのである。

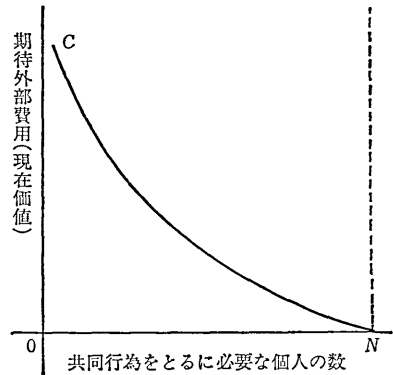
社会契約に限らず、全員一致の原理が重視される理由の一つは、決定に関して、「外部性」(externality)が極小化されるか、ゼロになるという点である。これは、ブキャナン・タロックが「外部費用」⁽¹³⁾と名付けたものに等しく、「意思決定費用」と対比される。ブキャナン・タロックは、「個人が直接に統制できない他人の行動の結果として我慢しなければならぬと予想される費用がある。個人にとって、これらの費用は、彼自身の行動に対して外部的である。そしてわれわれは、これらの慣習的で説明的な用語を用いて外部費用と呼びたいと思う⁽¹⁴⁾」と規定する（図1参照）。彼らの仮定によれば、意思決定費用、すなわち「二人ないしそれ以上の個人が同意に達する必要があるとき、決定に参加することから予想される費用だけを含むもの」⁽¹⁵⁾は、決定に参加する個人の増加とともに増加する関数と見ているのに対し（図2参照）、外部費用の方は、逆に決定に参加する個人の数が増加すると、減少すると考えられている（図1参照）。

図 2



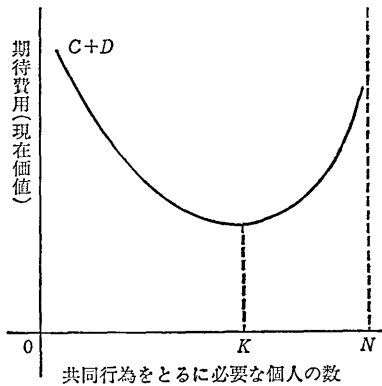
J. Buchanan and G. Tullock (1962), p.70, 邦訳80頁。

図 1



J. Buchanan and G. Tullock (1962), p.65, 邦訳75頁。

図 3



J. Buchanan and G. Tullock (1962), p.71, 邦訳81頁。

この「決定の外部性」という概念に集約される問題が、社会契約論者のみならず、アナーキストまでも含む広範な議論に関連してくる。社会契約論者が通常、全員一致を中心とする場合は、基本的な立憲契約についての同意、ないし原初状態における、いわば擬制的「同意」である。しかし、必ずしもこの「同意」は擬制の範囲にとどまらず、具体的決定、個々の政策へと議論が発展する。すなわち、自己の同意した「法」のみ遵守する、自己の同意した「税」のみ支払うということは、一見極端な議論のように見えるが、多くの主張に含意されていることなのである。確かに、自分が同意している決定については、それに従うことによって、生ずる外部費用はゼロになる。もし、その決定に不満足であるなら、「ノー」と主張することで、その決定を不成立にすることが可能だからである。この拒否権は、全員一致の場合には各個人に与えられているものと解することができる。それに対して、もし他の決定ルールであるとする、仮に多数決を考えれば、少数者が、自分達が不満足な多数者側の決定に従わなければならないことが発生する。この問題を外部費用として理解することは、決定にまつわる、ひとつの問題を集約的に表わすことができる。ただし、ここで「決定の外部性」も二つのことを区別しておく必要がある。ひとつは、全員一致論者が通常主張する、決定への全員の参加と、その全員の「合意」という形態上の問題であり、もう一つは、その決定した内容が及ぼす実質的外部性である。たとえば、後者の例としては、ある有権者が選挙において少数党へ投票したとする。当然ながら、その票は野党にまわり、その党の主張したことは、政策として実施されることはないであろう。しかし、投票はすべての政策についての選択でない以上、自分が投票しなかった与党の政策からも、その有権者は利益をこうむることはありうる。たとえば、与党の税制改革により、野党へ投票した有権者（これは、實際上、秘密投票である限り明確に区別をつける基準があるわけではないが）へも、減税、あるいは戻し税は支払われるし、実質的恩恵を被る例は数多くある（これを、外部経済と呼び、不利になる場合を外部不経済と呼んでもよい）。すなわち、通常の選挙における投票と政策の効果は、厳密に言えば、一対一で対応しているわけではない。ただし、このような政策内容が及ぼす外部性の問題は、あ

る意味で「偶然性」(contingency) によることが多く、あらゆる場合において外部性の除去を計ることができるのは、全員一致の場合のみである。

しかし、このような各個人の同意を前提する「全員一致」ということは、社会契約における原初状態を除き、多くの問題を含む。人はもし、自分の同意した法にのみ従うことになったとしたら、およそ、「法」が成立しうるであろうか。つまり、この点では、ルソーは明瞭にこの問題を意識している。「市民はすべての法律、彼が反対したにもかかわらず通過した法律にさえ、またその一つに違反しても罰せられるような法律にさえ、同意しているのだ⁽¹⁶⁾」という。全員一致論者の代表に数えられるルソーにおいてさえ、全員一致を厳密に主張しているのは、社会契約においてのみである。ただし、この社会契約の時に反対者がいる場合は、社会契約はいかなる結果になるのかということについては、ルソー的解釈を示している。すなわち、「彼らの反対は、契約を無効にするものではない。それはただ、彼らがその契約に含まれるのを妨げるだけである。彼らは、市民の中の外国人である⁽¹⁷⁾」。この関係は、経済学者の論ずるクラブ理論における「同意」の問題ときわめて近い位置を占める⁽¹⁸⁾。また、もし仮に自分の同意した「法」や「税」にのみ従うとしたら、およそ、ほとんどの人間は、契約の最初に登場するのではなく、すでに無数の法律が成立した後に生まれてくる、ということを考えなくてはならない。すべての社会が、全く白紙の状態から出発することは、原初契約を除き、ほとんど考えられない。その意味で、法律や政策を「同意」により成立させるという全員一致説には重大な欠陥がある。

さらに、仮に、外部費用が少なくとしても、この「同意」は、今述べたように時間経過の問題を考慮に入れる必要があり、もう一つには、複雑な社会、あるいは、他の社会との交流をもつ社会を想定する場合には、「決定の外部性」をあらためて考える必要が生ずる。

例えば、今日の国際的な場において、およそ、「戦争と平和」という大問題から、現実の経済生活に到るまで、自

己が参加していない他国の決定に影響を受ける例は多々ある。国内においてさえ、もし仮にあらゆる決定に参加する権利と、その成立は全員一致が条件となるとしても、いかに無数の決定を処理しなければならないかということが、この方法では解決されなければならない。たとえ、すべての決定ではなく、「重要な決定」へと条件を緩和したとしても、いったいいくつかの重要な決定が存在するかの確定は、それこそ、「全員一致」では不可能であろう。ということとは、決定の外部性とは今日の社会では共存して生活せざるをえないのである。そうでないとするなら、普遍的なコミュニティを想定し、そこでは通常の国籍やら国境を考えずに、決定が単一の単位の下になされ、かつ全員一致が成立する社会である必要がある。あるいは、他の社会との交流をもたない、全く孤立した小規模なコミュニティのみを想定するかであろう。しかし、後者の場合でも何らかの外部性はたえずつきまとう。他の国家の行なう戦争の影響や、他国の金融政策、財政政策、貿易政策などの経済政策の影響、さらには、工場の煤煙やら、排気ガスによる空気の汚染まで、今では小さな社会を越え、国境を越える現象である。それでは、これらの現状を変えるためには、全員一致は有効な方法なのであろうか。すなわち、被害を被った各国はおろか、各当事者が「ノー」と言えば、それで解決はできるのかを次に考える必要がある。

三 パレート的合意の問題点

〈現状選択のアンカー〉

現状 (status quo) と現状変更を全員一致によって行なうパラドックスの例は、D・レーがすでに指摘している。¹⁹⁾ すなわち、ある状態 (D₀) から、別の状態 (D₁) へ変更を希望する多数の者が存在したとする。しかし、全員一致である限り、D₁ への移行は、一人でも反対者がいる限り実行できない。この全員一致における変更の困難さは、すでに前

章で見てきた通りであるが、もし仮にその社会が採用している基本的決定ルールが全員一致であるとするなら、すべての決定は全員一致によるべきである。しかし、 D_0 から D_1 への移行が否決されたということは、通常、現状である D_0 にとどまることを意味する。しかし、相当数の者が D_1 へ移行することを希望しているのであるから、 D_0 を選好する者は全員一致ではありえない。となると、現実の処理としては、現状 D_0 がそのまま存続することになるが、 D_0 を選好している者は全員でもなく、 D_1 を選好している者も全員ではないというアナーキーな状態が生じる。

この点については、多数決であるならば、問題はある程度解決されているといえる。すなわち、現状を変更しようという者(D_1 を選好する者)が多数であれば、当然に D_1 へと社会の選択はなされるし、もし、 D_1 への変更を希望する者が少数であれば、現状(すなわち D_0)を選好する者が多数であるということは一般的に見られる。ただし、この場合に、 D_1 は少数であるが、 D_0 も必ずしも多数であるとは限らない例が考えられる。たとえば、 D_1 、 D_0 の他に D_2 を選好する者が相当数存在する場合などがそうである。ただし、もしこの場合も、現状(D_0)対現状変更($D_1 + D_2$)の選択とするなら、現状が少数である限り、現状変更は、多数となる。もちろん、 D_1 と D_2 では現状変更の方向において差異があるのは確かであるが、全員一致と同様のアナーキーな状態に陥るという欠点は⁽²⁰⁾のがれられる。

こうして考えてみると、全員一致における「現状」がきわめて強い地位にあることが分かる。たとえば、全員が一致して、「現状」を選好しているわけではないのに、社会が現状を選好しなければならないというパラドキシカルな状況は、解決可能な問題であろうか。言うまでもなく、社会契約論者のように、原初状態の想定と契約の成立という、きわめて抽象度の高い理論的世界の議論の場合には、いわば、現実の世界における「現状」に相当するものは考慮の必要がないといえる。ある意味で、ひとたび全員一致で決まったこの契約内容が、この現実の「現状」の位置を占めることになり、およそ変更の困難なきわめて強力な地位ということがいえる。

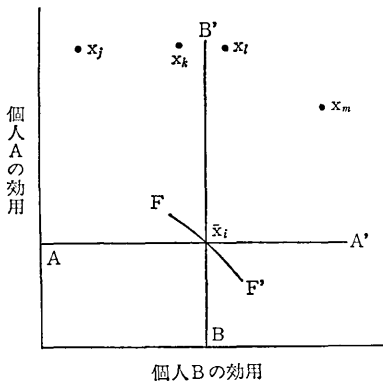
もう一つの解釈の可能性は、すでに「コンセンサスの構造」⁽²¹⁾で見てきた「弱パレート」による全員一致と、「強パ

レート」によるコンセンサスの相違の問題として見る方向性である。つまり、「弱パレート」による全員一致では、現状とその変更についてのパラドックスはのがれることができないとしても、もし、「強パレート」によるコンセンサスを採用するならば、解決は可能であるかという問題設定である。この場合、仮に、現状の変更(D_1)が多数いるが全員一致には到らない場合、社会としては、現状(D_0)を選択せざるをえないという点において、もし、 D_1 への変更において、すべての者が、 $d(RD_0) (= d(PD_0 \text{ or } dID_0))$ であるならば、社会的選択は、 D_1 へと変更はなしうる。しかし、この場合でも、現状(D_0)を愛好する者が一人でもいれば、 D_1 へとは移行できないということは、全員一致を拒否権と考える立場によってすでに論じてきた通りである。また、この場合、現状(D_0)に対してコンセンサスを成立させるのはむずかしい。なぜなら、相当数の者は D_1 に愛好を表わしているのであるから($d(PD_0)$)、 D_0 についてコンセンサスは成立しないからである。

〈パレート改善点〉

経済学的合意を表わす有力な基準である「パレート基準」も、十分にその効果を発揮できない領域と問題を含んでいることが、最近、指摘されている。もちろん、経済学においても、パレート基準からのみでは、最適な所得分配(例えば平等な)を導き出すことはできないということは、つとに知られていることであるが、ここで問題とすることは、いわば、外部不経済の除去ということがらである。すでに見てきた「決定の外部性」の延長に、この問題を捉えてみることにする。元来、パレート基準を採用すること、すなわち、全員一致の原理を用いることは、決定の外部性が最小化されるということであった。しかし、パレート基準を用いることによる、外部不経済の問題を考えることは可能である。まず、最も単純な例から議論を始めるために、次の図4を用いて説明してみることにする。通常、パレート最適または、パレート効率は、「もし所与の状態の下で、その集団の中のある個人を犠牲にすることなしにはい

図4 パレート改善と非決定領域



D. Rae (1975), p.1283 より。

かなる変化も不可能であるならば、その状態はパレート最適またはパレート効率と定義される⁽²²⁾。このことは、変化の方へ注目したとすれば、ある状態から別の状態へ移るときに、「①その集団のすべての個人がよくなるか、あるいは、②その集団の少なくとも一人がよくなり他の誰も悪くなつた者がいなければ、その変化はパレート最適と定義される⁽²³⁾」わけである。ここで、パレート基準と現状変更の関係を、レーの説を参考にしながら考えてみることにする。まず、図4にはAとBの効用が表わされているが、 $A' - x_i - B'$ の部分、 $A' - x_i - B$ の部分は、両者の効用を減ずることから、効率改善の領域であるといえる。ところが、 $A - x_i - B'$ の部分と $B - x_i - A'$ の部分は、それぞれ集合的には、効率非決定の領域であるといえる。これは、少なくとも序数的効用の概念を用いる限り、ある現状 x_i に比べて、 x_k のような場合でも、効率的改善がなされたか否かを一義的に決定できないことを意味する。たとえ、Bの失効用がわずかで、Aの獲得する効用が大きいとしても、この点は、通常のパレート改善点ではない。

そして、パレート改善と現状の関係を考えてみると、パレート改善の方向とは、一般的に x_i について、 $B' - x_i - A'$ の範囲である。しかし、その改善が漸進的になされ、効率最大の点までなされるときに、パレート改善とは径路依存的 (path-dependent) である。 x_i と x_m は x_i にとって、いずれもパレート改善点であるが、もし仮に、 x_i から x_i へ改善がなされたとしたら、次に x_m へ移行することはパレート改善ではない。また逆に x_m へ改善がなされたら、そこから x_i への移行は改善とはいえない。すなわち、いずれの点(現状)についても、ただ右上(North-East)の方向のみが改善点であるといえることができる。この特徴を現状改善

という問題という角度から、もう少し政治的あるいは具体的問題において考えてみることにする。

一般的に全員一致が主張される場合は、「決定の外部性」の除去が考えられるからであるということを示してきた。そして、パレート基準は明らかに、この外部性を最小化することができる。少なくとも、それが私的な交換である限り、自己の効用が増加しない限り、物を買う必要もないし、物を売る必要もない。もし、両者の意思が合致しなかったとしたら、交換は成立せずに、取引が行われない状態、すなわち「現状」が残るわけである。そして、市場を考える限り、次の売手なり買手なりをさがすことは困難なことではない。このような市場におけるパレート基準の有用性に対し、社会的選択の場合は、もう少し多くの条件を考えることが必要である。一般的に、全員一致は決定の外部性を最小にすると考えられ、それは政治においては国家や集団から個人の権利の保護を訴える場合に有効であると考えられているからである。少なくとも、「ノー」と主張することにより（すなわち、拒否権の行使により）、自己に著しく不利となる決定を否決することは可能である。しかし、そのことは、他の人間も「ノー」と言いうることを意味している。

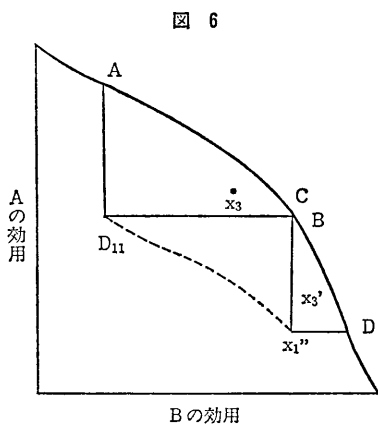
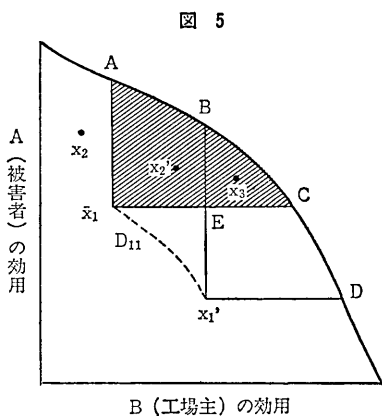
ここに、代表的な外部不経済が発生する、工場の煤煙と付近の住民という有名な例を見てみることにする。

- (1) ある煙突から煙が排出され、それは近隣住民の効用を減少させる。
- (2) この外部不経済の犠牲者達は、その煙突の撤退により利益を得るが、逆に、その煙突の所有者は除去により利益を失う。
- (3) 政府が単に禁止することにより、煤煙の除去を計ることが提案された。しかし、これは拒否された。
- (4) 政府が、煤煙の除去を禁止政策と同時に、煙突の所有者が十分な利益を得られるだけの保障金を犠牲者達から徴税することが提案され、これは受諾された。

この話は、全くの楽観的結末に到るハッピー・ストーリーであるが、このような結果に到るとは限らないことを、D・レーの議論⁽²⁴⁾と、すでに見た「現状」との関係で見てみる。

まず、図5において、 x_1 を何の外部不経済も発生していない状態と考える。そこは、単に、清潔な空気があるという状態であるといつてよい。そして、例の煤煙の発生という事態が生じたとする。すなわち、ここにいる工場主が排気物の焼却を計り、煙突から煙が出はじめたと考える。もちろん、工場主が何か新しい生産を始めて、煙を出すと考えてもよいし、大きな騒音を発生すると考えても同じである。そうすると図5では、工場主（B）の効用は増加するが、逆に、近隣住民（A）の効用は減少する。ここで x_1 を現状と考えると、効率改善のできる範囲は $A-x_1-C$ であったが、 x_1 から x_1' への移行により（すなわち、集合的には効率が改善されたか否か不明の領域への移行により）、ここでの効率改善領域は $B-x_1-D$ となる。ここで問題となることは、 x_1 から x_1' への移行がパレート改善ではないということではなく、現状 x_1 が移行し、ここで考えるべき現状とは x_1' になっているということである。

ここで、ピグーの逸話のように、政府の規制を簡単に工場主が受け入れ、操業を停止し、煤煙が出なくなれば問題はないが、パレート基準に従えば、工場主も「ノー」と言いうる。そうすると、次の提案、すなわち、現状 x_1 の工場主の効用を保障するだけの税を住民が払い、そのかわり、住民はきれいな空気を得ることになる。しかし、これも考えてみれば奇妙な話であり、もともと、住民はきれいな空気をそれこそタダで（自由財として）享受していたわけであるが、それを獲得するには、コストがかかるようになってしまったわけである。この関係は、 x_1 が現状であるとするれば、そこでの改善点は、 $B-x_1-D$ であるが、 x_1 から考えてみると、Aにとつての改善点は $B-E-C$ しか残っていないことになる。ここからさらに、工場主が生産を続け、いっそう煤煙を出すと、今度の現状は x_1' に移る。そこでの改善範囲は $C-x_1'-D$ であるが、 x_1 から考えると、Aに残された改善領域は何も存在していないことが分かる。この問題は、パレート基準が私的セクター間の交換関係からはずれる場合には、妥当しにくいことを示すものである。たとえば、純粹に私的な市場であるとするならば、 x_1 から x_1' への移行は、住民Aと工場主Bがそれぞれに x_1 を愛好した場合にのみ発生するのであるが（もっとも、合理的な住民であるなら、自己の効用の減少をもちいた決定には賛成しないであ



るうが、この図のように、B の一方的な行為によりある社会状態は発生しうる。そして、そこから、A に対して外部不経済が生ずることは多々ある。それゆえ、もし仮に、B の行動が社会的選択の結果として、A と B の合意による場合のみ許されとするなら、全員一致と拒否権の問題から、このことを考えることもできる。しかし、ひとたび発生した現状 x_1 から、その解決をパレート基準により計ることにすると、すでに見たように、B からの反対に合い、 x_1 にとどまらざるをえなくなる。さらには、 x_1 のように、そこでは A にとつての改善点は、 x_1 の時の水準に基づけば全くなり、パレート基準では解決できないことがあることが分かる。

要するに、集計的な意味で非決定の領域へ移行して行くことによってパレート基準を満たす効率改善はないということが問題であるというよりも、変更された現状が径路に依存することから、改善領域が徐々になくなっていくことの方が興味ある例であるといえる。

四 リベラル・パラドックスあるいは「パレート伝染」

今までのパレート基準についての議論が、どちらかといえば、政治学者の側からの社会的選択についてのパレート基準の適用についての疑義であるとすれば、ここでの議論となることは、経済学者の側からのパレート基準への疑問である。ただし、多くの政治学者の議論（前章の議論も同じ文脈である）が、一般的にパレート基準が適用できない多くの社会的選択についての例を指摘するのに対し、経済学者、とりわけA・センは、パレート基準が作用することによる矛盾を「パレートの自由の不可能性原理」、あるいは、さらにその発展型としての矛盾を「パレート伝染病」と呼ぶ⁽²⁵⁾。それは、ひと口で言うなら、(a)パレート原理と(b)個人的自由の受容性の対立という図式である。

パレート原理は、過去において政治学における重要な地位を占めてきたわけではないとしても、個人の自由、あるいは、自由と社会的選択との関係は、伝統的な政治学における「自由論」⁽²⁶⁾と無縁ではない。

ここで、センが述べる二つの原理を引用すると、次のように言える。

(a) パレート原理 もし社会の中のすべての人がある社会状態を他のものより選好するなら、その状態の選択は社会主体にとってより良いものと判断されるべきである。(一般に「弱パレート」の条件(P)と呼ばれる基準で、 $(\forall x, y \in X) : \forall i, xPy \rightarrow xPy$ と書きあらわされる。

(b) 個人の自由の受容性それぞれの個人がどうすべきか決定を自由になすことができるある個人的なことがらがあり、これらのことがらの選択においては、彼（または彼女）が良いと考えたことが、他の者がたとえどう考えようと、社会全体にとって良いことであると判断すべきである。(この条件は、「ミニマル・リベラリズムL*」の条件と呼ばれ、少なくとも一組の選択対象について両方向の決定力を有する個人が最低二人以上いるということである。それぞれの*i*によって、*X*の中にある一組の選択対象 (x_i, y_i) について、 x_iPy_i なら社会的選択は xPy , yPx_i なら社会的選択は yPx_i である⁽²⁷⁾。

この二つの条件は、すでにアローの条件で見てきた、「無制限の領域」(*X*における個人は選好のすべて論理的に可能な

n 組の「R」を含む領域」という条件Uとを考え合わせると、社会的決定関数 (Social Decision Function) は存在しないというのがセンの結論である。センの述べる社会的決定関数とは、完全律、反射律と非循環 (acyclicity) から成り立っている。

この問題は比較的早くわが国でも紹介されているので、詳しい証明と内容の紹介は省略するが、ひとつには興味ある結論、すなわち自由主義とパレート原理の矛盾という、いままでほとんど予想されなかった議論に対する理論展開が行なわれてきたのである。

おそらく、ここで証明を紹介するよりも、センが出した例の方が理解しやすいともいえる。それは、二人の人間と三つの選択肢からなる話である。二人の人間とは、一人は道徳家ぶる人で、他の一人は影響を受けやすい人とする。そして、三つの選択肢とは、たった一冊しかない『チャタレイ夫人の恋人』を1の道徳家ぶった人が読む(x)、2の影響を受けやすい人が読む(y)、どちらも読まない(z)とする。道徳家の選好は、第一が誰も読まず(z)で、次は彼自身が読む方が(x)、2がロレンスの影響を受ける(y)よりも良いと考える(センは、道徳家ぶる人は、検閲されるよりも検閲家になりたがる⁽²⁹⁾とつけ加えている)。ところで、2の方は、道徳家の1がロレンスを読むこと(x)は嬉ばしいと考え、次善のことは、彼自身が読むべき(y)で、最悪の選択は誰も読まないということである(z)。

ところが奇妙なことに、xとyについては両者ともにxの方をyより好み(Pが成立する)、そして、もし1の主張、zの方がxよりも選択されるべきということを受け入れ、同時に、2のyの方をzよりも選択すべきという主張を受け入れると(L*の条件)、 $x \succ y \succ z \succ x$ と循環が発生する。すなわち、循環の発生しないSDFが存在しないことの証拠となる。

たとえば、このような事例は、いくつでもあげることができる。ギバードの「アンジェリーナとエドウィン⁽³⁰⁾の事例」もその種の例である。アンジェリーナはエドウィンと結婚したいが、判事といっしょになるかもしれない。判事

は彼女の望む通りに行動する。エドウィンは独身でいたい、もし、彼女が判事と結婚するならアンジェリーナと結婚する方がいいと思う。エドウィンがアンジェリーナと結婚することをe、判事がアンジェリーナと結婚し、エドウィンが独身にとどまることをjとし、エドウィンとアンジェリーナがともに独身であることをoとすると、次の選好順序が考えられる。

アンジェリーナ $e \sim j \sim o$
エドウィン $o \succ e \succ j$

これは、すでに見た『チャタレイ夫人の恋人』の例と同じ構造をもっていることが分かる。この種の「三角関係」が循環する場合に、いかなる個人の選択を優先し、決定を導き出すかということが、ひとつの問題である。すなわち、ここでも、アンジェリーナの尊重される権利を $j \sim o$ 、エドウィンの方の権利を $o \succ e$ としたのでは矛盾が発生する。エドウィンがもし、譲歩して $o \succ j$ を自己の権利として主張するなら、アンジェリーナとエドウィンの結婚は成立し、この話はハッピー・エンドに終わる。

ここから議論は、当然のことながら、(1)無制約的領域の条件Uか、(2)ミニマル・リバティの条件、あるいは(3)弱パレート条件の緩和という方法がとられる。そこで、まず第一に、(2)の個人の自由とは何かということ、それと社会的選択とはどう結びつくのかということである。伝統的には、個人の自由とは、他から干渉されることなく、自己の意思により決定できる領域があると考えられてきた。それをセンのように、「保護領域」(protected sphere)と呼んでもいいであろう。ただし、センの場合には、その保護領域における個人の選択を尊重する社会的選択の状態を考える。その意味では、ノジック(Robert Nozick)のように、「自分がニューヨークに住むか、マサチューセッツに住むかは自分

で決める権利があり、一度、マサチュセツに住むことを決めれば、ニューヨークに住むとどうなるかといった問題は社会的決定の対象外となる」³¹と考える立場は、伝統的発想法から例外的なものではない。確かに、「あお向けに寝るか、腹ばいに寝るか」「壁の色を白にするかピンクにするか」（セン）、あるいは、「もしある個人が赤い下着を着る選択を行うとしても、たぶん社会集団のどの構成員も費用をこうむらないだろう」（ブキャナン・タロック）。しかし、センは、そのような個人の自由に由来する選択を尊重する社会状態の選択を考える。ここにおいて関係が複雑になる要素が存在する。しかし、その選択対象が単純に個人趣味の問題（すなわち、「ニューヨークに住むかマサチュセツに住むか」「赤い下着か、青い下着か」）であるなら、それほどの複雑さをもたないですむ。むしろ、従来の政治学の議論では、その選択者を除く他の者が全員一致で決定を行っても（彼はニューヨークに住むべきである）、その個人は自己の選択をたらぬく権利はある（「マサチュセツに住む」）、ということが論じられてきたわけである。言いかえるならば、社会的選択の対象となるべきでない個人の自由の領域があるという発想が通常とられてきた（信仰の自由、思想の自由等）。ところがセンは、その個人の自由を尊重する社会的選択というように問題の捉え方を広げたのである。しかし、ここで論じられていることはそれのみではない。すなわち、方法的には個人主義が採用されているというものの、実際には、ここでの議論は、方法的体系的論の色彩がきわめて濃い。つまり、ある個人の選択対象は単に彼個人にのみ関することではなく、彼と他の者との関係についての状態間の選択から成り立っていることが話を複雑にさせている。しかし、このような選択を社会的選択や社会科学の対象から締め出すことは賢明とはいえないであろう。

だが、ここにはやっかいな問題が含まれてくる。それは、ひと口でいえば、「おせっかい」（meddlesome）という問題であるが、社会の慈善（philanthropy）は何らかの「おせっかい」がなければ成り立たない。しかし、この問題はかの有名な「自由へと強制する」というルソーの議論にもきわめて近い問題を含むことになる。すなわち、『チャタレイ夫人の恋人』の話にしても、『アンジェリーナとエドウィンの結婚』の話にしても、ギバードの「服の色の争い」

にしても、すべて、選択が自分個人と他人との関係を含む、ないしは、自己の選択と他人の選択に依存した組合せの状態となっている。それゆえ、このパロドックスは、囚人のジレンマと同様の構造をもっていることになる。また同時に、他人へ与える影響から、外部性の問題とも無縁ではない。一般的に言って、アンジェリーナとエドウィンの結婚の例のように、三角関係の解決には、何らかの外部性がつきまとうものである(判事は結局、アンジェリーナとの結婚をあきらめざるをえない)。ただし、これらの決定がすべて、自分自身の判断にのみ関係していれば、パロドックスは成立しない。すなわち、『チャタレイ夫人の恋人』の例では、道徳家1は、誰も読まず(2)、次に自分自身が読む(3)が、彼自身のみを含む関係である。厳密に言えば、誰も読まず(2)、自分は読まずとすべきであらう。次に、2の方の選択は、自分が読むこと(3)が、読まないことよりも良いと判断する。そうすると、結論は $\forall \sqrt{\forall \forall \forall}$ で、2が読めば良い、という決定が成り立つ。そうするとともとの、他人についての判断を含むパロート最適($\forall \sqrt{\forall}$)を否定するということになる。

ここで、センの提起した問題が、自由主義における制約による解決から、パロート原理の適用の制限へと移ったわけである。すなわち、センは、選好について、(一) 自分自身に関するものと、(二) 社会的選択に際し考慮されるべきものとを分けて考え、道徳家の「読まない権利」と、好事家の「読む権利」が社会的選択ではカウントされて、 $\forall \sqrt{\forall \forall \forall}$ の結論が導きだされた。すなわち、それ以外の選好は、二人とも(一)の自分自身のことがらとして、社会的選択の対象にはしないということで、パロート伝染病をくい止めるわけである。

この問題も、アローの一般可能性定理と同様に、技術的な問題に議論が集中しがちであるが、センの関心がアロータイプの社会的厚生関数のもつ情報的境界性を示すことにあるとすれば、⁽³²⁾ いわば、伝統的な社会選択論に欠けていた「権利」といったものを考えた時に、これまた伝統的な「パロート原理」の否定をも含む議論をすべきであることへの注目は、傾聴に値する。そして、同時にそれが単にパロート伝染病の問題としてよりも、いったい、社会的選択と

は何であり、その政治的含意とは何かを再確認させてくれた意義は正當に評価すべきであろう。

ただし、センの議論に若干の違和感を覚える者がいると思われるのは、通常の政治的議論では、まず出版や表現の自由が認められている社会を想定し、そこでは、それこそ人が何を読もうが勝手である。しかし、問題は、もしも、この出版・表現の自由の制限を加える時に発生するのである。それが「政府」であるとしても、個々人の集合体としての社会的選択としても同じ問題を含む。この自由の制限に対し、『チャタレイ夫人の恋人』を読みたいという人の権利はいつたいどのように保護されるかを、社会的選択論はまず明らかにすべきであろう。すなわち、社会的選択のほとんどは、他人の権利、あるいは自由と抵触する問題を含んでいる。ところが、センの『チャタレイ夫人の恋人』にしても、ギバードの「アンジェリーナとエドウィンの結婚」にしても、実際上は当事者間で解決しうる問題であり、社会としては、単に出版・表現の自由、結婚の自由の権利を尊重することを決定、もしくは確認しておけばいいのである。

ところが、この問題において示唆的であったことは、それぞれのパラドックスの場合に、実際に各個人は、他人の行動、選択についてまでも含む選択を表明している。いわば、「おせっかい」であるが、その点でいえば、社会に、『チャタレイ夫人の恋人』を読みたい人と、読みたくない人がいる限り、社会的選択は「おせっかい」でありうる。すなわち、政治的決定のほとんどは、外部性を必然的に含む。それが、外部経済となるか不経済となるかは、その人間の選好による。この点で、パレート最適は外部性を生まないという議論は、センの例を見れば、疑問視されるわけである。

この「外部性」を「おせっかい」と呼んでもいいし、「パターナリズム」(paternalism)ともいいうる。人がオートバイに乗る時には、ヘルメットをかぶることが義務づけられ、そこでは、「転倒において大地の痛さを自らの頭で受けとめる自由」は否定されている。この他、シートベルトの着用にしても、多くの薬品、着色料の規制にしても、パ

ターナリズムがその根幹にあるといえよう。その最大の例は、たばこに対する規制である。おそらく、たばこを飲む者は、肺癌の危険は自らのリスクとしているのに、「たばこは、健康に有害である」という文句を、たばこを飲むたばこに読む不愉快さを感じるであろう。さらに、その文句を書かせている政府が、同時に、たばこの販売者であったりする矛盾を知れば、たばこの味はさらに悪くなるであろう。

ところが、たばこは本人のみに影響はとどまらない。工場の煤煙や、自動車の排気ガスと同様に、外部不経済を他人に及ぼす。それゆえ、この問題を、社会的選択の問題として決定する、すなわち政治的問題の発生がここに見られるわけである。たばこを飲む権利と「たばこを吸わない人」の権利と自由の調整は、単純に立法の問題と割りきるべきでなく、社会的選択の問題となりうる。

ここでも、その選択の対象となるべき状態が外部性を含んでいる時と、ある決定により外部性が発生する場合とを分けて考える必要がある。しかし、一見して単純な、本を読むか読まないかということも、その選択肢が他人との関係を含むことになる、パラドックスが発生するわけであるから、ほとんどの社会的選択、すなわち、外部性の除去といった決定は、他人の権利と抵触する問題となる。しかし、この自由と他人の権利との抵触は、パレート原理がなくとも発生する。確かに、センが行った自由主義の定義は、従来の政治学の伝統の発想というよりは、個人の選好から社会的選択を導き出す社会選択論の文脈においては当然とられる方法ではある。しかし、センが認めているように、このようなアロー的方法における、個人の効用が伝える情報の限界（個人間の問題となればさらに大きい難問が生ずる）、さらには、権利や自由といった「非効用」情報の欠如についての反省が、パレート原理への疑問に集約されていると考えれば、ここから、政治学への架橋はそう遠くない作業である。

しかし、両者を整合させるためには、従来の問題はいかなるものか、考えておくことも必要であろう。たとえば、個人が昼食に何を食べるか、寝るときに上向きか、下向きかといったことは、いかに政治的に強圧的な権力といえど

も問題にしてこなかったことであるといえる。しかし、『チャタレイ夫人の恋人』の出版は、完全に自由であったわけではない。あるいは、どこに住むかといったことも、誰と結婚するかといったことについても、完全に自由でない社会が存在する。たとえば、現在、中国が採用している「一人っ子政策」⁽³³⁾は、本来個人的なことであるべき、何人子供を生むかといったことがらにまで、国家が介入している代表例であるといえる。しかし、同時に、それを「人口問題」として捉えてみると、政府の政策が全く非合理であるとは言いきれない。すなわち、「人口問題」「不平等」「貧困」「食料問題」といった捉え方からすれば、そこでの個人の選好については、若干の制約が加わるのは当然ということになる。その意味では個人選好の無制約性といった条件とは抵触する。

では、これら、人口問題と個人が何人子供を生むかという問題とは、どのように関係しているのであるか。すでに見てきたセンの自由主義の定義に従えば、ある個人が何人子供を生もうが自由であることは保障されなければならない。つまり、最低限二人の人間は、自己の選択の自由が社会的に認められることは条件となる。明らかに、この例では、自由主義の条件に反するわけであるが、その決定を正当化するためにはいかなる説得が可能であろうか。

(1) まず、個人が何人子供を生むかは、社会的選択対象ではないということであれば、自由主義の条件との抵触をのがれることができる。しかし、社会的選択の対象ではないとしても、それが個人の自由ではないというには別の正当化が必要である。

(2) 仮にそれは社会的選択の領域の問題とする。そして、ある手続きに従って、決定がなされ、個人の自由は制約されるべきであるということになったとする。その場合、多数決であればいいのか、全員一致ならば個人の自由を制約できるのかは、古来よりの大問題である。問題を、「子供を何人生むか」といったことから、「たばこを吸うこと」に変えたら、社会的選択対象としてはふさわしいものであるか。

(3) 政府（国家）の判断は、常に個人の判断よりも正しいということが証明できれば、たとえば、バターナリズム

がその根底であろうと、強権的発想が基礎にあると、正当化ができないわけではない。しかし、個人的自由、平等に根ざす民主主義とは大きくかけはなれたものとなることは確かである。

当然ながら、センの自由主義は、これらの正当化と抵触する。その点では自由主義は社会的選択の基礎におかれる必要があり、それゆえ民主主義の前提であるのは当然である。しかし、すでに見たように、ある個人の選好について決定権を与えたとなると、その個人のもつ選好順序と、パレート最適がたまたま生ずることから、他の選択肢にまである個人の潜在的決定権力が及ぶ現象が発生し、これはパレート伝染病と名づけられた。それに対する解決も、センの場合、選好を二つに分け、一つを自分自身に関するもの、他を社会的選択において考慮されるべきものとし、後者からのみ社会的選択を行うことになった。だが、これは、最初から個人に与えられるべき権利は何であるか議論する場合と、ある個人が訴えた権利について社会的選択を行う場合とそれ程大差はないという。むしろ、もし、平等の原理を導入すれば、ある個人に与えられた権利（たとえば、何を読もうと自由、誰と結婚しようと、何人子供を生もうと自由）は、他の構成員にまで等しく与えられる必要がある。そうすると、そこでの解決はある個人が『チャタレイ夫人の恋人』を読むか、アンジェリーナがエドウィンと結婚するか、といった個別的問題ではなく、むしろ、各個人は何人子供を生もうと自由という権利は、社会的に容認されるのかといった問題設定となりえよう。

ここで、外部性を発生する場合にのみ、個人の自由は制約をうける。あるいは、社会的選択の問題として検討されるとしても、実際は難問が残る。ひとつには、全く他に影響を与えない個人活動は少ないということである。たとえば、人が何を食べようが自由であり、人がどのくらいガソリンを使おうが自由であるとしても、ある国において極端な消費（浪費といった方がいいかもしれない）がおこると、世界の食糧、エネルギー事情は悪化する。さらには、どのような服を着ても自由としても、それによって不愉快に感ずる人間はいるかもしれない。それゆえ、外部性をたばこの煙や排気ガスのように明白に他に及ぼすもののみ限定するか、さらに、いわゆる決定の外部性として「おせっか

い」や「パターナリズム」を含むものとして考えるかを判定しなければならない。

そうして考えてみると、この問題はすでに論じてきた、煤煙とバレート最適によって解決を計ることの難しさを論じてきた話と同じ形態をとることになる。たとえば、通常、結婚はバレート最適をとるが、さきの例のように「おせっかい」な選好が含まれると、話は混乱してくる。⁽³⁴⁾ところが、中国の人口政策のように規制がはつきりしている場合には二人目の子供を生むことは、当局に「ノー」と言われる。この場合、両者の間にバレート改善を求めることができるのではなく、当局はいつも「ノー」と言いうる。それは、煤煙の例における工場主のようなものであるが、「人口政策」の場合には、一人子供に対しての報酬のインセンティブと同時に、複数の子供に対しては、制裁の可能性がある。つまり、「強制」(coercion)の問題が介在してくる。

では、その中間として、もし、自由な個人の判断から、社会的選択の結果として、何人子供を生もうが自由という権利は制約されてもいいという結論が生じたら、その場合はいかなる判断をなすべきかが、むしろ重要な問題となってしまう。

センの発想から言えば、これは自由主義を制約することになる。また、そもそもそのような社会的選択には、このような問題はなじまないとしたら、社会的選択が決めることができる領域は、きわめて狭いものとなる。さらには、このような条件を基礎とする民主主義そのものの問題につながる。

いずれにしても、経済学の内部において、最も批判されることの少ない原理の一つであるバレート基準も、ひとたび、人間社会の複雑な現象、とりわけ社会的選択、政治的決定になると、その成立のしにくさ由に、またそれが成立するがゆえのパラドックスが指摘されたというのは皮肉なことである。

(1) 曽根泰教「決定ルールの構成原理」(『法学研究』五二巻八号、一九七九年八月)。すでに、コンセンサスの条件は論じてきたが、いうまでもなく、本稿での議論は合意の否定というよりも、合意形成における問題点、制約、限界を理解することに

より、合意論の発展をも含意しているのである。コンセンサスについては、曾根泰教「コンセンサスの構造」(『慶應義塾一五五年記念論文集法学部政治学科』一九八三年)で触れている。

- (c) Douglas Rae, "The Limits of Consensual Decision", *American Political Science Review*, 69 (1975), pp. 1270-94.
- (c) Amartya Sen, "The Impossibility of a Paretian Liberal", *Journal of Political Economy*, 78 (1970), pp. 152-7; Amartya Sen, "Liberty, Unanimity and Rights", *Economica*, 43 (1976), pp. 217-45. 以下の論文は、ヤンの次の著書に収録されている。Amartya Sen, *Choice, Welfare and Measurement* (Oxford: Basil Blackwell, 1982).
- (4) Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social* (1762). 森原武夫・前川貞次郎「社会契約論」(岩波文庫)二八二頁。
- (5) James Buchanan and Gordon Tullock, *The Calculus of Consent: Logical Foundations of Constitutional Democracy* (Ann Arbor: University of Michigan, 1962), p. 6. 宇田川璋仁監訳「公益選択の理論」(東洋経済新報社、一九七九年)七ページ。
- (6) John Rawls, *A Theory of Justice* (Cambridge: Harvard University Press, 1971), pp. 221-8. 矢島次監訳「正義論」(紀伊国屋書店、一九七九年)一七二—一七三ページ。
- (7) John Locke, *Two Treatises of Government* (New York: Mentor Book, 1963), pp. 374-5.
- (8) J. Rawls, *op. cit.*, p. 12, 前掲訳書、九ページ。
- (9) 以下の正義の第二原理の(6)の格差原理が「ヤキンミン原理と呼ばれることがあるが、ロールズは、不確実性下の選択に對してだけ「ヤキンミン規準」という用語を用いるのが最善であると述べている。J. Rawls, *ibid.*, p. 83. 同訳書、六五ページ。この文章は日本語版において新たに挿入されたものである。
- (10) J. Rawls, *ibid.*, p. 137. 同訳書、一〇六ページ。
- (11) Brian Magee ed., *Men of Ideas* (London: B. B. C., 1978). 磯野友彦「哲学の現在」(河出書房、一九八三年)一三章。エドワード・ヤキンミンの主張は次の論文を参照しよう。Ronald Dworkin, "Justice and Rights," in R. Dworkin, *Taking Rights Seriously* (Cambridge: Harvard University Press, 1978), pp. 150-83.
- (12) 以下の「合理的選択のモデルにのまていて、確率と利得で「ヤキンミン」が利用されるというのでは、単純にすぎよう。またゲームの理論では「ヤキンミン」がニコルマクス原理とならんで、その理論の系に内包されている。
- (13) J. Buchanan and G. Tullock, *op. cit.*, pp. 63-4. 前掲訳書、七四ページ。
- (14) J. Buchanan and G. Tullock, *ibid.*, p. 45. 同訳書、五二ページ。

- (15) *ibid.*, pp. 45. 同書「五二ページ」。
- (16) J. J. Rousseau, *op. cit.*, 前掲訳書「一四九ページ」。
- (17) *ibid.*, 同訳書「一四八ページ」。
- (18) この点については、クラン理論ときわめて近い議論の展開である。クラン理論については、次のもの参照。C. V. Tiebout, "A Pure Theory of Local Expenditures", *Journal of Political Economy*, 64(1956), pp. 416-24.
- (19) Douglas Rae, *op. cit.*
- (20) これと同様のことは、一九八七年の「売上税」導入において、決定ルールは多数決ではあったものの、国会もにおいて廃案になったケースが該当するであろう。すなわち、現行の税制度に反対の者が多数いるにも関わらず、売上税についての反対者も多数存在し、結局、現行税制が「結果として」選択されたという解釈が成り立つのである。
- (21) 曽根泰教（一九八三）「前掲論文」。
- (22) J. Buchanan and Tullock, *op. cit.*, p. 172. 前掲訳書「二〇〇ページ」。
- (23) *ibid.*, p. 172. 同訳書「二〇一ページ」。
- (24) Douglas Rae, *op. cit.*, p. 1288.
- (25) A. Sen (1982), *op. cit.*, chapter 13, 14.
- (26) Isaiah Berlin, *Four Essays on Liberty* (Oxford: Oxford University Press, 1969). 小川・小池・福田・生松訳「自由論Ⅰ・Ⅱ」（みすず書房、一九七一年）。
- (27) A. Sen (1982), pp. 286-7.
- (28) この問題を論じた日本語の文献としては、次のものがあげられる。佐伯胖「決め方」の論理（東大出版会、一九八〇年）Ⅳ章、谷口洋志「リベラル・ヘラドックスの終焉：社会選択論批判」（『三田学会雑誌』七四巻一号、一九八一年二月）九三—一三ページ。鈴木興太郎『経済計画論』（筑摩書房、一九八二年）第六章。
- (29) A. Sen (1982), p. 288.
- (30) A. Gibbard, "A Pareto-Consistent Libertarian Claim", *Journal of Economic Theory*, 7 (1974), pp. 388-410.
- (31) Robert Nozick, *Anarchy, State and Utopia* (New York: Basic Books, 1974), pp. 165-6.
- (32) A. Sen (1982), p. 18.
- (33) 「多様化する人口問題」（『朝日新聞』一九八四年七月二五日）。

(34) “*レ・ノー・ル・ロ*”と“*レ・ノー・ル・ロ*”の差をめぐって。Brian Barry, “Lady Chatterley’s Lover and Doctor Fischer’s Bomb Party: Libertarian, Pareto Optimality, and the Problem of Objectionable Preferences”, in Jon Elster and

Aannund Hylland eds., *Foundations of Social Choice Theory* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986), pp. 11–43;
James Coleman, *Individual Interests and Collective Action* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986), chapter 2.